

第4章 都市計画

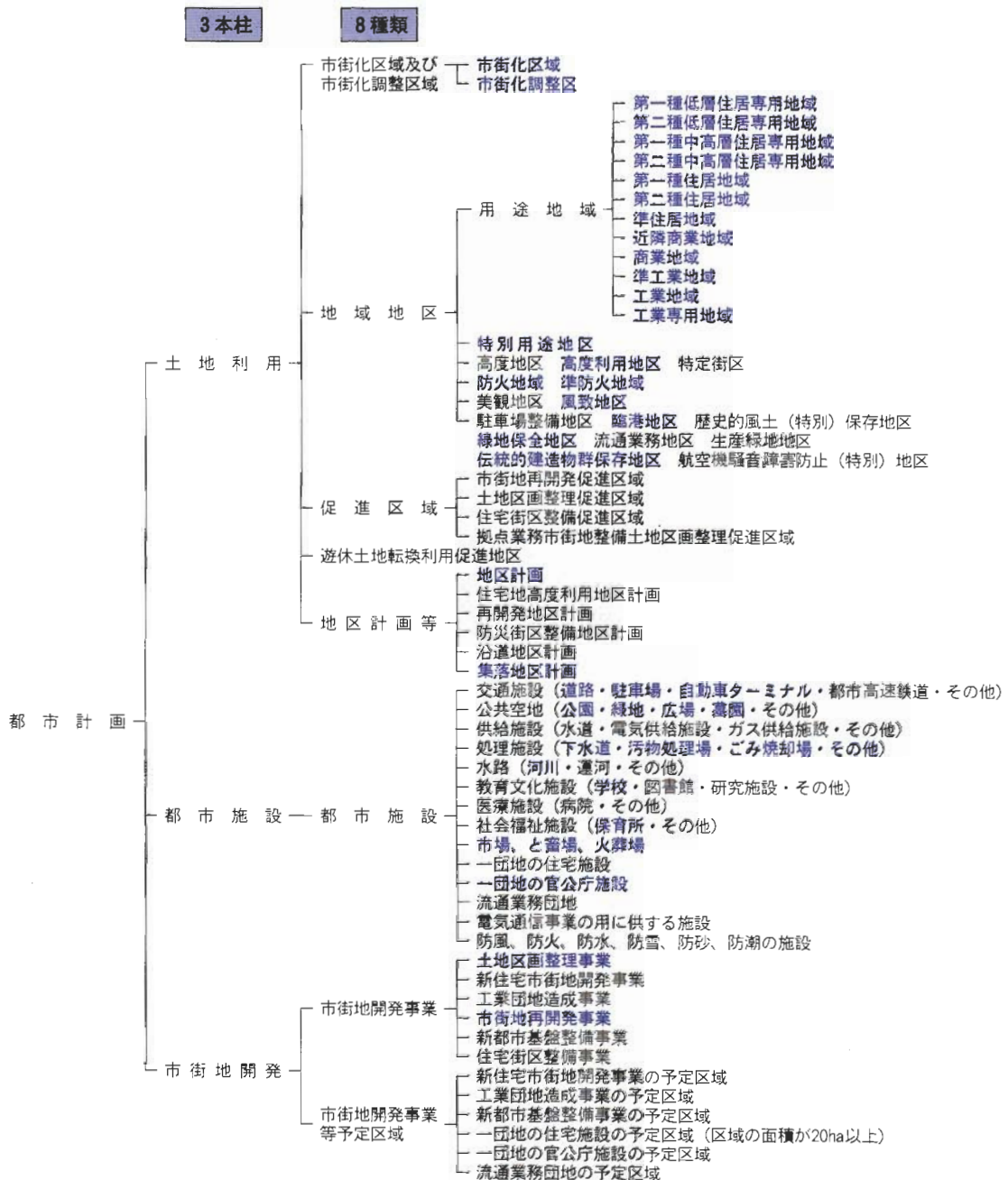
第1節 都市計画の目的・役割

都市計画とは都市の発展を計画的に誘導し、秩序ある市街地を形成し、人々の健康で文化的な生活と機能的な活動を確保することを目的として、土地の合理的な利用を図る計画です。

都市計画の基本法である都市計画法においては、その目的を「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」としており、この目的は農林漁業との健全な調和を図り、広域的な見地から定められている国土利用基本計画をはじめとする上位計画に適合しつつ、他の法令との連携をもって達成されるものです。

第2節 都市計画の内容

都市計画の内容は、大別すると①土地利用に関すること ②都市施設に関すること ③市街地の一体的な開発、整備を目的とする市街地開発に関すること の3本の柱から成り立っており、さらにそれぞれが細分化され全体で8種類に区分されます。



色字は秋田県において決定しているもの（平成12年4月1日現在）

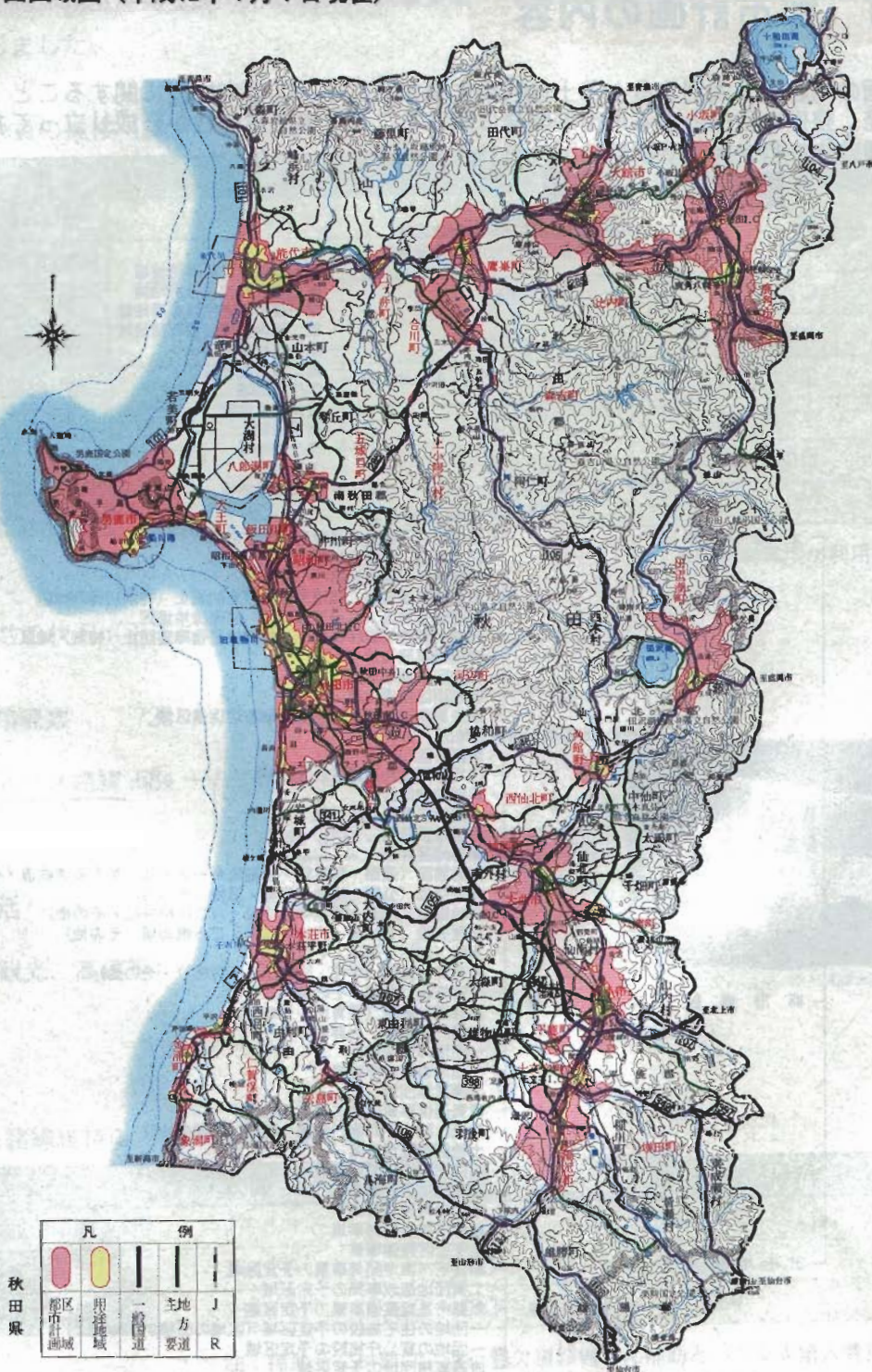
第3節 都市計画区域

都市計画区域とは、都市計画を定めるべき場であり、自然的条件、社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等の現況及び推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域を指定するものです。

(指定の効果)

法6条の基礎調査により当該都市計画区域の課題を鮮明にし、都市計画法の目的に沿った現実的で実行可能な計画を立てることが可能となるとともに、適正な規制により無秩序な開発を抑制することができます。

◆秋田県都市計画区域図（平成12年4月1日現在）



◆都市計画区域指定状況

平成13年4月1日現在

都計区域	市町名	都 市 名	当初指定 年 月 日	最終指定 年 月 日	行 政 区 域		人口集中地区(D. I. D.)		都市計画区域		区域率 (%)
					面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	面積(ha)	人口(人)	
秋 田	秋 田 市	S 2. 3. 23	S58. 5. 7	46,010	316,452	5,040	259,620	30,987	314,838	67.3	
	昭 和 町	S26. 9. 7	S58. 5. 7	4,065	8,961			4,065	8,961	100.0	
	飯田川町	S45.10.24	S58. 5. 7	1,580	5,097			1,580	5,097	100.0	
	天 王 町	S45.10.24	S58. 5. 7	4,151	22,220			1,573	9,895	37.9	
	小 計			55,806	352,730	5,040	259,620	38,205	338,791	68.5	
鹿 角	鹿 角 市	S 9. 7. 21	S47.12.14	70,734	40,043	210	7,334	19,000	38,978	26.9	
大 館	大 館 市	S 9.12.14	S60.12. 3	40,154	67,048	770	27,573	11,736	64,827	29.2	
能 代	能 代 市	S11. 5. 30	S50. 9. 25	24,525	54,232	720	28,209	10,096	49,104	41.2	
男 鹿	男 鹿 市	S15. 5. 13	S56.11.24	19,804	30,751			19,158	30,751	96.7	
本 荘	本 荘 市	S 9.12.14	S59. 2. 4	18,831	45,296	430	18,586	6,437	40,286	34.2	
大 曲	大 曲 市	S10. 6. 22	H 8. 9. 10	10,469	39,443	450	17,759	10,458	39,443	99.9	
	六 郷 町	S44. 5. 20	H 8. 9. 10	3,906	7,431			815	5,550	20.9	
	神 岡 町	H 8. 9. 10	H 8. 9. 10	3,516	6,335			3,208	6,335	91.2	
	小 計			17,891	53,209	450	17,759	14,481	51,328	80.9	
横 手	横 手 市	S12. 7. 21	S48.12.22	11,057	40,483	390	16,589	8,040	40,394	72.7	
湯 沢	湯 沢 市	S24. 7. 2	S50. 9. 25	20,020	35,349	260	12,960	7,780	33,140	38.9	
小 坂	小 坂 町	S35.12.24	S60.12. 3	17,800	7,224			1,186	4,615	6.7	
比 内	比 内 町	S23. 7. 31	S60.12. 3	20,539	12,409			959	6,660	4.7	
鷹 巣	鷹 巣 町	S25. 6. 23	S49. 3. 19	32,597	22,194	160	7,111	4,096	18,101	12.6	
森 吉	森 吉 町	S24.11. 8	H 1.10.27	34,188	7,952			1,009	4,332	3.0	
合 川	合 川 町	H 6. 8. 30	H 6. 8. 30	11,280	8,206			3,057	5,284	27.1	
二 ツ 井	二 ツ 井 町	S23. 9. 20	S56.11.24	18,140	12,382			963	6,683	5.3	
五 城 目	五 城 目 町	S27.12.24	S45.12.26	21,494	12,859			1,159	7,029	5.4	
八 郎 潟	八 郎 潟 町	S25.11.10	S60.12. 3	1,703	7,615			1,068	7,615	62.7	
仁 賀 保	仁 賀 保 町	S32. 4. 17	H 2. 8. 14	9,851	12,183			654	7,669	6.6	
金 浦	金 浦 町	S11. 5. 30	S44. 5. 20	1,808	5,124			185	3,118	10.2	
象 潟	象 潟 町	S14. 7. 15	S60.12. 3	12,402	13,327	210	7,091	710	9,139	5.7	
矢 島	矢 島 町	S56.11.24	S56.11.24	12,363	6,485			447	3,625	3.6	
河 辺	河 辺 町	S50. 9. 25	S50. 9. 25	30,106	10,812			5,625	9,440	18.7	
	雄 和 町	S50. 9. 25	S50. 9. 25	14,451	8,428			4,825	3,953	33.4	
	小 計			44,557	19,240			10,450	13,393	23.5	
西 仙 北	西 仙 北 町	S56.11.24	S56.11.24	16,840	11,195			1,072	4,481	6.4	
角 館	角 館 町	S25. 9. 12	S50. 9. 25	15,663	14,963			1,253	9,085	8.0	
田 沢 湖	田 沢 湖 町	S31. 8. 13	S50. 9. 25	67,206	13,030			6,680	7,545	9.9	
平 鹿	平 鹿 町	S38. 3. 8	S44. 5. 20	6,332	15,383			511	4,117	8.1	
十 文 字	十 文 字 町	S26. 5. 24	S57. 5. 4	3,780	14,871			818	8,543	21.6	
増 田	増 田 町	S28. 6. 11	S44. 5. 20	7,421	9,250			434	5,602	5.8	
上小阿仁	上小阿仁村	S39. 6. 10	S39. 7. 23	25,682	3,463			90	1,071	0.4	
計	9市25町1村			660,468	948,496	8,640	402,832	171,734	826,347	26.0	

注1 都市計画区域を有する市町村の行政区域及び都市計画区域の人口は住民基本台帳による人口である。

注2 人口集中地区(D. I. D.)は平成7年国勢調査による。

注3 行政区域面積は建設省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」及び自治省、全国市町村要覧による。

第4節 土地利用計画

1 市街化区域及び市街化調整区域

無秩序な市街化の拡大（スプロール）を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分（「線引き」制度）するものです。その概要は、

- ・市街化区域：既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
- ・市街化調整区域：市街化を抑制すべき区域

秋田県においては下表にあるとおり、秋田都市計画区域（秋田市、昭和町、飯田川町、天王町）でのみ定められています。

（指定の効果）

より細かな規制、誘導が可能となり、適切な市街地の形成及び抑制が図られることになります。

◆市街化区域及び市街化調整区域（平成10年9月22日、秋田県告示第615号）

都 市 名	面 積 (ha)			人口フレーム (千人)			生 産 規 模		就 業 者 数		
	都市計画 区 域	市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域	都市計画 区 域	市街地内	保 留	(億円)		(千人)		
秋田都市計画区域	秋 田 市	30,966	7,400	23,566	367.1	324.0	11.7	製 造 業 出荷額等	7,307	1次産業	4
	昭 和 町	4,065	189	3,876						2次 "	41
	飯田川町	1,580	120	1,460				卸小売業 販 売 額	24,324	3次 "	131
	天 王 町	1,573	374	1,199							
	合 計	38,184	8,083	30,101				計	31,631	計	176

※人口フレーム、生産規模、就業者数の目標年次は平成17年

※人口フレーム、生産規模、就業者数の目標年次は平成17年

2 地域地区

地域地区は土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進し、災害、公害を予防する等良好な都市環境を確保すべく、主として建築物の利用目的及び形態に制限を加え、土地の合理的かつ適正な利用を図ろうとするものです。

(1) 用途地域

用途地域は地域地区の中で最も基本となる都市計画であり、住居、商業、工業、その他の用途を適正に配置することにより、都市機能を向上させるとともに、良好な都市環境を維持、改善することを目的として定めるものです。

（指定の効果）

建築基準法により、建築物の用途、形態等についての規制がなされます。

(2) その他

秋田県においては上記の用途地域の他に地域地区として、能代市の特別用途地区（特別工業地区）や秋田市の高度利用地区、各所の防火地域、風致地区、臨港地区、角館町の伝統的建造物群保存地区などが地域地区として定められています。

◆用途地域指定状況 (単位: ha)

(平成12年4月1日現在)

都市計画 区域名	都市名	用 途 地 域													指 定 年 月 日 及 告 示 番 号
		第一種 低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居 地域	第二種 住居 地域	準住居 地域	近 商 業 地 域	商 業 地 域	準工業 地 域	工業 地 域	工業 専用地域	合 計	
秋田	秋田市	2189	13	714	465	1418	71	5.8	361	386	756	250	781	7400	H11. 2. 22 市告30号
	昭和町			49	22	57	5.0		13		43			189	H10. 9. 22 県 告 示 616号
	飯田川町			23	9.6	53			12		23			120	
	天王町	119	2.5	7.1	37	145	3.8		7.0		53			374	
	小計	2308	15.5	793.1	533.6	1673	79.8	5.8	383	386	875	250	781	8083	
鹿角	鹿角市	145	7.2	10		436	11		53	103	110			885	H11. 8. 17 市告30号
大館	大館市	120		243	30	417	18		53	86	90	32		1089	H11. 9. 21 市告38号
能代	能代市	179		206	79	516	147		127	134	242	399		2020	H 8. 4. 1 市告12号
男鹿	男鹿市	94		108	47	231	40	4.0	73	32	117	30	168	944	H 7. 4. 1 市告12号
本荘	本荘市	124	35	66	123	296	140	12	37	71	91	96		1092	H 8. 4. 1 市告11号
大曲	大曲市	83		104	50	267	11		67	57	113	15		767	H 7. 12. 20 市告41号
	六郷町	19		15	56	75			8.5	13	24			211	H 7. 12. 12 町告24号
	神岡町														
	小計	102		119	106	342	11		75	70	137	15		978	
横手	横手市	226	4.7	160	53	166	97		100	90	170	17	119	1203	H 9. 8. 1 市告17号
湯沢	湯沢市	10		68	4.2	353	17		93	46	87	21		699	H 8. 4. 1 市告4号
小坂	小坂町	8.8		19		58	28		14		9.8	53		190	H 8. 1. 1 町告28号
比内	比内町	8.0				135		5.0	10		17			175	H 8. 4. 1 町告25号
鷹巣	鷹巣町	76		36		162	19		19	28	30			370	H 9. 9. 1 町告49号
森吉	森吉町														
合川	合川町														
ニツ井	ニツ井町			9.7		117	17		12	12	30			198	H 7. 12. 15 町告71号
五城目	五城目町	130				115			22	26	75	22		390	H 8. 3. 11 町告9号
八郎潟	八郎潟町	6.3	18			55			14		8.5			102	H 7. 12. 25 町告15号
仁賀保	仁賀保町	7.6		25	5.4	136		21	5.8	8.2	31	54		294	H11. 8. 10 町告52号
金浦	金浦町			25		38	1.0		15	2.8	11			93	H 8. 1. 4 町告1号
象潟	象潟町			41		111			17	12	95	55		331	H 7. 12. 1 町告32号
矢島	矢島町														
河辺	河辺町	6.6				38	4.5		4.8		24		58	136	H10. 10. 1 町告65号
	雄和町														
	小計	6.6				38	4.5		4.8		24		58	136	
西仙北	西仙北町	7.2	36		13	76		5.9	5.9	2.4	9.4			156	H 7. 12. 22 町告41号
角館	角館町	33	31	27	17	125	20		10	28	52			343	H 8. 4. 1 町告12号
田沢湖	田沢湖町	39		26	16	91			19	8.0	40			239	H 8. 12. 18 町告42号
平鹿	平鹿町			20		67			15		31			133	H 7. 7. 21 町告32号
十文字	十文字町	8.0		40		177	21		14	8.0	81			349	H 7. 10. 18 町告19号
増田	増田町														
上小阿仁	上小阿仁町														
合 計		3630	148	2042	1027	5931	671	54	1202	1153	2464	1044	1126	20492	

3 地区計画等

地区計画等は住民の生活に身近な空間を対象とした地区レベルでのまちづくりの要請に応え、地区を単位として、道路、公園等の配置や建築物に関する制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定めるまちづくりの計画です。

平成4年度の法改正により「誘導容積制度」及び「容積率の適正配分制度」の創設、対象地域の市街化調整区域への拡大、地区整備計画の要請制度等、地区計画制度の一層の拡充が図られたところです。今後、地区計画等を積極的に活用して地区の実情に即し、地域住民に密着したまちづくりを推進していきます。



都市計画道路

◆地区計画

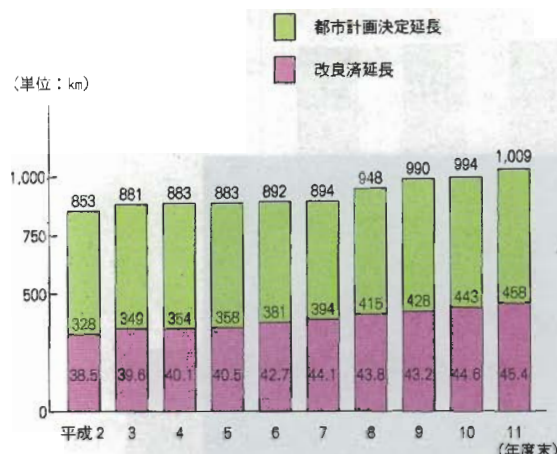
都市計画区域		名称	位置	面積	計画策定 年月日	都市計画区域		名称	位置	面積	計画策定 年月日
区域名	都市名					区域名	都市名				
秋田	秋田市	通町地区計画	秋田市大町一丁目及び保戸野通町地内	約 5.3ha	H5.2.18 秋田市告示 第18号	秋田	秋田市	外旭川小谷地区計画	秋田市外旭川小谷地 他	約 14.3ha	H11.4.1 秋田市告示 第69号
秋田	秋田市	新都市老人福祉総合エリア地区計画	秋田市四ツ小屋小阿地字下堤	約 27.5ha	H8.2.10 秋田市告示 第19号	秋田	昭和町	街道下地区計画	昭和町大久保字街道下の一部 他	約 26.7ha	H12.11.10 昭和町告示 第52号
秋田	秋田市	泉ハイタウン地区計画	秋田市泉字菅野及び外旭川字水口地内 他	約 16.1ha	H7.12.12 秋田市告示 第139号	秋田	昭和町	豊川龍毛地区計画	昭和町豊川龍毛字坂の下の一部 他	約 5.0ha	H10.9.22 昭和町告示 第27号
秋田	秋田市	山手台地区計画	秋田市上北手百崎字内山 他	約 31.1ha	H9.12.9 秋田市告示 第212号	秋田	昭和町	阿弥陀堂地区計画	昭和町大久保字阿弥陀堂の一部 他	約 8.2ha	H10.9.22 昭和町告示 第27号
秋田	秋田市	下新城野地区計画	秋田市下新城野字街道端地内	約 21.5ha	H12.10.24 秋田市告示 第232号	横手	横手市	羽黒町・上内町地区計画	横手市羽黒町の一部及び上内町の一部	約 13.6ha	S62.4.7 横手市告示 第7号
秋田	秋田市	広面谷内佐渡地区計画	秋田市広面谷内佐渡、柳田字川崎 他	約 12.9ha	H12.10.13 秋田市告示 第214号	横手	横手市	朝日ヶ丘地区計画	横手市朝日ヶ丘二丁目の一部	約 1.0ha	S63.7.23 横手市告示 第10号
秋田	秋田市	積山石塚谷地区計画	秋田市積山石塚谷地及び上北手荒巻字鳥越地内	約 16.4ha	H10.9.22 秋田市告示 第175号	鹿角	鹿角市	花輪地区計画	鹿角市花輪字下花輪八正寺 他	約 10.6ha	H11.8.17 鹿角市告示 第32号
秋田	秋田市	仁井田福島地区計画	秋田市仁井田福島二丁目、仁井田字福島 他	約 11.8ha	H10.9.22 秋田市告示 第176号	鹿角	鹿角市	花輪高井田地区計画	鹿角市花輪字高井田	約 5.6ha	H11.8.17 鹿角市告示 第31号
秋田	秋田市	桜台地区計画	秋田市桜三丁目、下北手桜字小堤 他	約 46.1ha	H13.2.7 秋田市告示 第17号	湯沢	湯沢市	大町地区計画	湯沢市大町一丁目、大町二丁目地内	約 3.7ha	H12.3.30 湯沢市告示 第11号
秋田	秋田市	仁井田本町地区計画	秋田市仁井田本町五丁目及び六丁目地内	約 15.0ha	H13.2.7 秋田市告示 第18号	小坂	小坂町	古館地区計画	小坂町小坂館山字古館 他	約 4.6ha	H10.4.1 小坂町告示 第12号
秋田	秋田市	下浜桂根地区計画	秋田市下浜桂根字浜添 他	約 27.9ha	H10.9.22 秋田市告示 第179号	田沢湖	田沢湖町	田沢湖駅前地区計画	田沢湖町生保内字男坂 他	約 4.3ha	H10.8.19 田沢湖町告示
秋田	秋田市	下浜羽川地区計画	秋田市下浜羽川字下野地内	約 1.1ha	H10.9.22 秋田市告示 第180号	計		23 地区		約 328.3ha	

◆集落地区計画

都市計画区域		名称	位置	面積	計画策定 年月日
区域名	都市名				
秋田	昭和町	南きたの地区集落地区計画	昭和町北野地域の一部	約 64.7ha	H10.3.3 昭和町告示 第6号
計			1地区	約 64.7ha	

第5節 都市基盤整備

◆街路整備状況の推移



1 街路事業の概要

街路は、都市における安全かつ円滑な交通を確保するとともに、都市の骨格となって健全な市街地の形成に寄与する都市内道路です。

また、災害時における避難路や火災を遮断する空間として都市防災上の役割を果たし、上下水道・電力・通信・ガス等のライフラインの収容を図るなど多面的な機能を持ち、安全・快適な都市生活の実現には欠かせない施設です。

県内における都市計画道路（道路事業含）の整備率は平成12年4月1日現在で45.4%（全国49.2%）となっていますが、市街地での事業であるため用地取得が困難な場合が多く、その整備状況は低い水準にあります。このため、今後より一層の整備促進を図る必要があります。

○街路事業一覧（県施行）

都市計画区域		都市計画道路名（工区名）	延長（m）	幅員（m）	事業期間（予定）
区域名	都市名				
秋 田	秋 田 市	秋田中央道路	2,410	9.75	H 9 ～ H19
	秋 田 市	横山金足線（飯島南）	1,168	24	H 6 ～ H14
	秋 田 市	横山金足線（飯島北）	2,256	24	H10 ～ H18
	秋 田 市	横山金足線（濁川）	628	23	H 8 ～ H15
	秋 田 市	川尻広面線（寺町）	344	25	H 6 ～ H17
	秋 田 市	千秋広面線（手形）	540	25	H 8 ～ H17
	秋 田 市	泉高梨線	865	18	H10 ～ H15
鹿 角	鹿 角 市	花輪通線外1線	336	16	H11 ～ H17
	鹿 角 市	花輪尾去沢線	78	16	H 8 ～ H14
能 代	能 代 市	中和通り線	528	18	H10 ～ H14
本 荘	本 荘 市	停車場栄町線	112	18	H11 ～ H16
横 手	横 手 市	中央線（蛇の崎橋）	281	22	H 8 ～ H13
	横 手 市	横手環状線	500	25	H13 ～ H15
湯 沢	湯 沢 市	旧国道線（大町）	353	16	H 6 ～ H13
	湯 沢 市	旧国道線（田町）	157	16	H10 ～ H13
角 館	角 館 市	横町線	100	16	H13 ～ H18
田 沢 湖	田沢湖町	駅前宮ノ前線	144	16	H12 ～ H17

秋田中央道路

平成13年4月1日現在 14路線17工区

計画諸元

事業区間	秋田市旭北錦町～秋田市手形字西谷地
構造規格	第2種2級（自動車専用道路）
設計速度	60km/h
延長・幅員	L=2.55km W=9.75m×2

経緯

平成9年12月

都市計画決定

平成12年2月

都市計画変更

平成12年6月

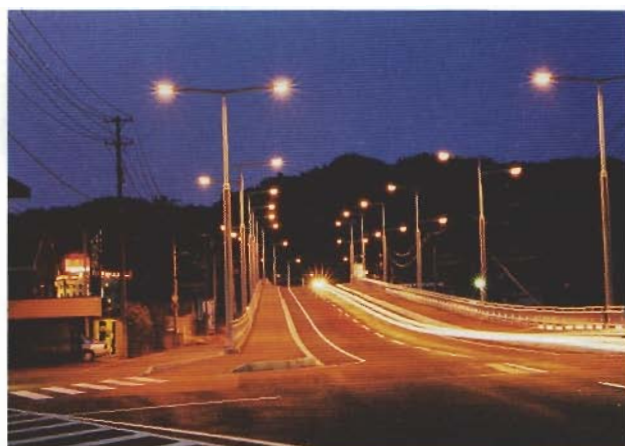
事業認可



秋田中央道路



花輪通路（鹿角市）



山田線（湯沢市）

2 土地区画整理事業の概要

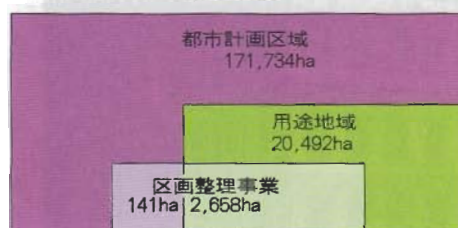
住宅等が密集している既成市街地では、公共施設が未整備なことによる交通事故の多発、渋滞の蔓延、火災時における消防活動の阻害及び無秩序な市街化による居住環境の悪化等を招いている。このため、道路、公園、排水施設等の公共施設を総合的に整備し、防災性の向上、交通問題の解消及び都市機能の確保を図り、うるおいと活力あるまちづくりのため「土地区画整理事業」を推進しています。

◆土地区画整理事業の実績

(1) 土地区画整理事業の推移（都市計画事業）



(2) 土地区画整理事業実施面積（全体）



(3) 土地区画整理事業実施面積（線引き区域）



(1) は都市計画事業として実施された土地区画整理事業の推移である。

(2) は県内の土地区画整理事業実施総面積である。

(3) は市街化及び市街化調整区域（線引き）における土地区画整理事業実施面積である。

3 秋田駅周辺地区まちづくり総合支援事業

秋田駅周辺地区の約29.8haをまちづくり総合支援事業の区域として、鉄道跡地など大規模空閑地を活用しながら、「ゆとりとにぎわい」をコンセプトに、人工地盤による歩行者ネットワークの形成や地区をリードする（仮称）拠点センター建設計画など民間と公共が一体となったまちづくりを進めています。

※秋田駅東口に建設予定の拠点センター

事業企画提案競技により決定した計画案



4 小坂町古館地区まちづくり総合支援事業

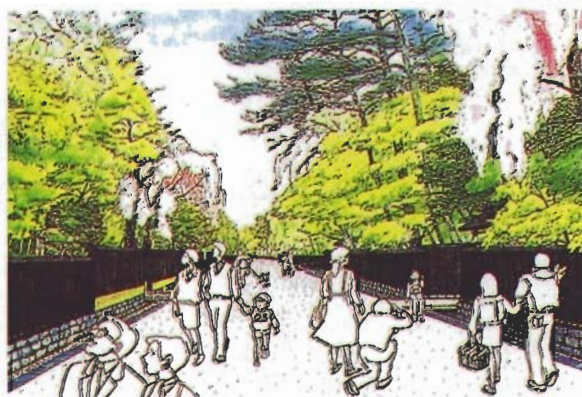
小坂町は明治時代から「鉱山のまち」として栄えた歴史的なまちです。まちづくり総合支援事業は、明治38年に創建された「旧小坂鉱山事務所」移築事業をメインに、既に復興されている「康楽館」などの近代化遺産を活用したまちづくりを「明治百年通り」に展開するものです。電気・水道・医療・鉄道などの近代文化をいち早く導入した誇りある歴史を見つめ直し、歴史的建造物・道路・公園等を「明治」をテーマに一体的に整備し、歴史的景観形成を図るものです。



第6節 都市景観の形成

身近なまちづくり支援街路事業

武家屋敷の面影を今に残し重要伝統的建造物群保存地区に選定されている角館町の武家屋敷通りには、年間多数の観光客が訪れています。このため県及び町では、歴史的環境の保全と地域住民の居住環境の改善を目的に、武家屋敷通線を歩行者優先道路として復元し、その代替路となる岩瀬北野線及び横町線を歴史的景観に配慮しながら整備する事業を実施しています。



歩行者専用道路としての武家屋敷通線整備後イメージ

第7節 都市公園

1 都市公園整備の現況

都市公園は、緑豊かで安全・快適な都市環境の整備、スポーツ・レクリエーションの場の提供、また災害時の避難地などを目的としてつくられた都市施設であります。

秋田県における都市公園は、これまで都市計画法適用の9市20町1村に552箇所、4,100haの計画決定をみています。このうち、平成12年度末までに開設された公園は510箇所、1,331haで、都市計画区域人口1人当たり公園面積は16.1㎡となっています。

また、都市計画区域が指定されていない町村に設置する特定地区公園（カントリーパーク）は18町村が整備をしており175haを開設しています。

さらに、地域住民の多様な要望をもとに、やすらぎとるおいのあるオープンスペースの確保のため、平成14年度末に1人当たり面積17.8㎡をめざして、公園緑地の整備を推進します。

公園、緑地の都市計画決定状況

平成13年3月31日現在

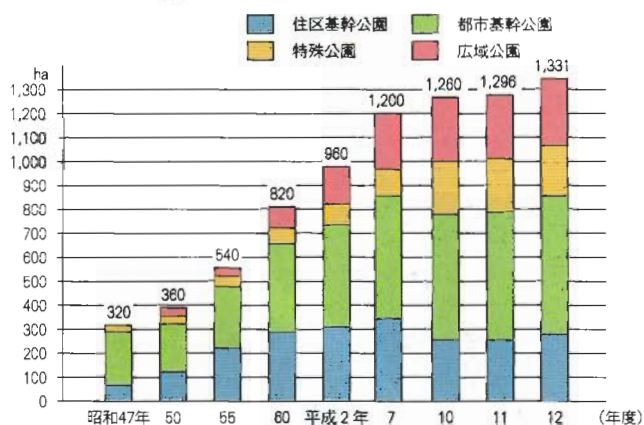
公園種別	箇所数	面積(ha)
街区公園	433	107.06
近隣公園	35	76.80
地区公園	17	122.90
総合公園	24	1,000.30
運動公園	9	226.30
風致公園	3	236.60
歴史公園	2	39.70
広域公園	3	966.60
緑地	14	1,133.20
墓園	11	190.70
広場	1	0.08
合計	552	4,100.24

都市公園の開設状況

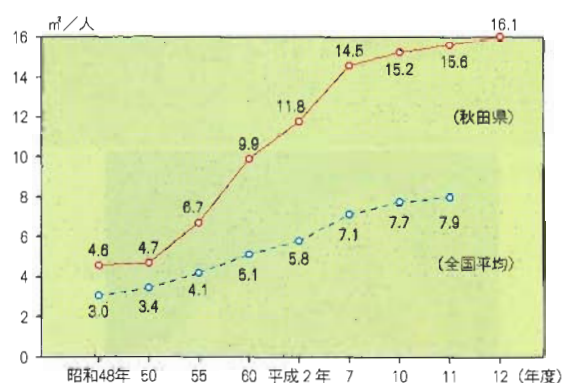
平成13年3月31日現在

公園種別	箇所数	面積(ha)
街区公園	365	84.23
近隣公園	30	60.44
地区公園	26	109.67
総合公園	24	451.18
運動公園	6	111.30
歴史公園	2	23.84
墓園	11	54.54
広域公園	3	289.90
都市緑地	30	138.95
緑道	3	2.79
広場	10	4.19
合計	510	1,331.03

◆公園別面積推移



◆1人当たり公園面積



県立都市公園の施設概要

平成13年3月31日現在

公園名	計画面積(ha)	開設面積(ha)	主な施設内容
小泉潟公園	170.1	63.7	日本庭園(水心苑)、菖蒲園、噴水カスケード広場、グリーンズロープ、健康広場、管理事務所
県立中央公園	583.8	132.8	桜広場、つつじ園、展望台、陸上競技場、庭球場、球技場、野球場、トレーニングセンター(公園事務所)、あきたスカイドーム、若人の丘、フィールドアスレチック、ファミリーキャンプ場、サイクルスポーツコース
北欧の杜公園	212.7	93.6	芝生広場、イベント広場、休憩所、野鳥観察舎、記念広場、野外ステージ、パークセンター(公園事務所)、オートキャンプ場、わんぱく広場、パークゴルフ場、テニスコート

2 県立中央公園

秋田市の南東約15kmの雄和町椿川地内に位置し、秋田空港を取り囲むように連なる丘陵地や広大な草原を有効に利用し、大規模なスポーツ大会から県民の多様なレクリエーション需要に対応し県民がいつでも気軽に利用できる広域的、多目的な公園です。



総合運動場（スポーツゾーン）



フィールドアスレチック
（青少年教育ゾーン）

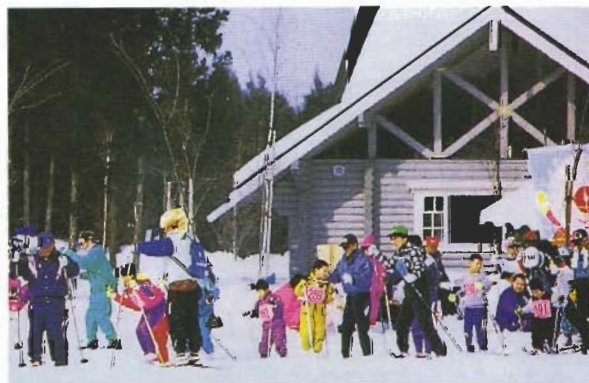
3 北欧の杜公園

合川町大野台地内に位置し、県北地方の広域的な余暇活動の場および国際交流の場を提供し、実践することをテーマに整備が進められており、「北緯40° シーズナルリゾートあきた」構想の重点整備地区となっています。

公園の総合的な利用と管理の拠点となるパークセンター、オートキャンプ場、わんぱく広場、パークゴルフ場、テニスコート・パークゴルフ場が完成しております。



パークセンター



県民歩くスキ一の集い

4 市町村都市公園の整備

(1) 市町村都市公園

- ① ゆったりトイレなどの公園施設のバリアフリー化を推進し、身近な安らぎ空間として一つ森公園（秋田市）など9市町で14公園を整備します。
- ② 快適な生活環境を創出するとともに、大震災時には近隣住民の避難地としての防災公園を千秋公園（秋田市）など2市で4公園を整備します。



中央公園（鷹巣町）



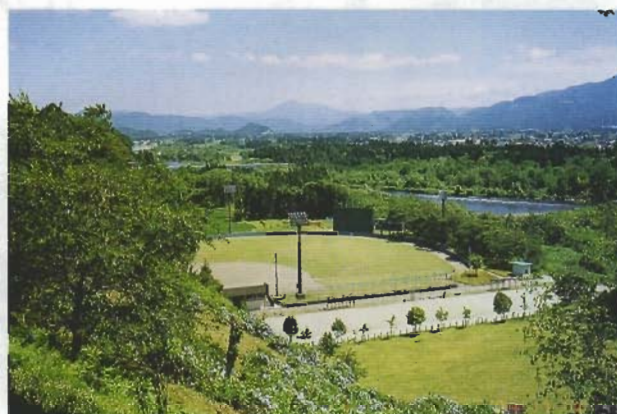
本荘公園（本荘市）

(2) 特定地区公園（カントリーパーク）

住民の文化、スポーツ面で都市的な施設に対する要求に応えるとともに、地域に密着した公園として琴丘町総合運動公園（琴丘町）など7町村で7公園を整備します。



田代町スポーツ公園（田代町）



八乙女公園（中仙町）

(3) 都市緑化

市町村が策定する「緑の基本計画」に基づき、まちの顔となるような緑化重点地区として、土崎駅周辺地区を整備します。

第8節 各種許可・規制

1 開発許可等の状況

(1) 開発行為許可状況（変更許可を含む）

※（ ）内は、外数で秋田市分

年度	市街化区域		市街化調整区域		未線引区域		計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成8	10 (65)	5.9 ha (26.4)	3 (7)	2.8 ha (37.9)	119	130.9 ha	132 (72)	139.6 ha (64.3)
9	6 (46)	2.5 (16.2)	2 (8)	0.6 (10.8)	77	77.1	85 (54)	80.2 (27.0)
10	6 (24)	2.1 (13.9)	0 (9)	0 (22.7)	71	93.5	77 (33)	95.6 (36.6)
11	4 (39)	2.9 (14.9)	5 (10)	11.6 (17.5)	55	55.7	64 (49)	70.2 (32.4)
12	2 (34)	3.8 (24.2)	4 (4)	11.5 (1.9)	49	86.5	55 (38)	101.8 (26.1)

(2) 優良宅地造成認定状況（県分のみ）

年度	件数	面積
平成8	17	7.1 ha
9	16	4.4
10	7	1.6
11	10	2.0
12	12	3.3

2 風致地区内の宅地造成等の行為の許可状況（秋田市分含む）

年度	件数	備考
平成8	173	秋田市 164 本荘市 7 金浦町 2
9	127	秋田市 120 本荘市 5 金浦町 1 湯沢市 1
10	90	秋田市 83 本荘市 5 横手市 1 金浦町 1
11	83	秋田市 80 横手市 2 金浦町 1
12	84	秋田市 82 金浦町 2

3 屋外広告物許可状況（秋田市分含む）

年度	許可件数
平成8	4,410
9	4,168
10	494
11	479
12	3,195

※平成12年度は、許可期間更新の時期であったため大巾な増加となった。